

オートポリス Under250 オープン 4 時間耐久

【公示】

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもと、FIM(国際モーターサイクルズ連盟)憲章に基づいた、2017 年国内競技規則、2017 オートポリス共通規定、並びに 2017 オートポリス Under250 オープン 4 時間耐久特別規則に基づいて開催される。全ての競技参加者はこれらの規則に精通しこれを遵守することとともに、主催者及び競技役員員の指示に従うものとする。

第1条 大会名称
『オートポリス Under250 オープン 4 時間耐久』

第2条 開催日時
2017 年 8 月 6 日(日)

第3条 主催者名称及び参加申込先
主催: オートポリス倶楽部、株式会社オートポリス、
申込先:
〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8
オートポリス Under250 オープン4時間耐久レース大会事務局
TEL:0973-55-1111 FAX:0973-55-1113
※FAX、メールによる申込は受け付けられない。

第4条 開催クラス、ライセンス区分

①開催クラス分け

スポーツストック	2気筒	単気筒
Ninja クラス	250Tクラス	250S クラス
R25 クラス		300S クラス
VTR クラス		
CBR S クラス(250cc)単気筒		
CBR T クラス(250cc)2気筒		

②ライセンス区分

ライダー	ライセンス種別
第1ライダー、第2ライダー	ジュニア・フレッシュマン・国内 ※国際
第3ライダー	ジュニア・フレッシュマン・国内・国際

- ③ 当該年度有効なMFJライセンスホルダーとする。
- ④ 大会当日までに満 20 歳に満たないエントラントは参加申込書誓約書欄に親権者の署名と実印を捺印し、印鑑証明書(3 ヶ月以内に取得したもの)を添付しなければならない。
※ONE&TWO ショップオーナーの**国際のみ**参加可。

第5条 出場車両

- ① 2017MFJ国内競技規則JP250 の技術仕様に準ずる 4 ストローク車両で、ホイールリムサイズが 16 インチ以上の車両。過給装置の取り付けは許可されない。
- ② ジャパンプロダクションクラス(JP)車両については 2017MFJ 国内競技規則書付則 11 に合致した公認車両とするが、以下の MFJ 国内競技規則項目は適用除外とする。

- ・出場車両……MFJ 国内競技規則付則 11-1
 - ・排気量区分……MFJ 国内競技規則付則 11-2
 - ・最低重量……MFJ 国内競技規則付則 11-3
 - ・クイックシフター・MFJ 国内競技規則付則 11-7-3-30
 - ・買取制度……MFJ 国内競技規則付則 11-7-5-6
 - ・タイヤに関して・MFJ 国内競技規則付則 11-7-3-7-2-1
- ④ MFJ 国内競技規則 29 により、スポーツ専用市販車として公認された車両のフレーム及びエンジン又はその双方を使用した車両は出場できない。一般的にいう GP-MONO・J-GP3 車両は出場を認めない。
 - ⑤ 参加者がオリジナルのフレームを制作し使用する場合は、必ずエントリー前に事務局に申請する事。最終的な判断は事務局が行う。
 - ⑥ 車両には確実に作動するスタート装置が装着されていなくてはならない。
 - ⑦ スペアマシン(予備車両)を登録することはできない。
 - ⑧ スポーツストック以外の車両エンジン二次カバーは**強く推奨**とする。
※極力装着をお願いします。
 - ⑨ ジャパンプロダクションクラス車両について以下は使用・追加を可とする。
 - ・エキゾーストパイプの素材にチタン、カーボンの使用。
 - ・ステアの素材にチタン、カーボンの使用。
 - ・タコメーターの追加。
(ただし、メーターケース本体の変更は認められない。)
 - ・油温計の追加。
(ただし、メーターケース本体の変更は認められない。)

第6条 ピットクルー

- ① 最低 1 名の当該年度有効なピットクルーライセンス保持者を登録すること。
- ② 1 チーム 5 名(ヘルパー含む)までピットクルー登録が認められる。
※ピットサイン台は 2 名まで。(同規則 第 22 条①参照)
- ③ 大会当日までに満 20 歳に満たないエントラントは参加申込書誓約書欄に親権者の署名と実印を捺印し、印鑑証明書(3 ヶ月以内に取得したもの)を添付しなければならない。
- ④ 参加受理書発送後のピットクルー追加登録は認められない。
- ⑤ ヘルパーの入場可能エリアはピットBOX、作業エリアまでとする。但し、**作業エリアでの作業は出来ない。**

第7条 参加申込期間

2017 年 6 月 27 日(火)~7 月 18 日(火) 当日消印有効

第8条 参加料

1 チーム……50,000 円(税込)

第9条 ゼッケン

ゼッケンの書体は MFJ ロードレース競技規則 8-7 参照(Futura Heavy)地色は特に指定無し。ゼッケンは地色に対して白、もしくは黒で、地色に対し見やすい色にすること。ゼッケン、地色はつや消しとする。※地色の「蛍光色」使用は不可。

第10条 タイヤ

- ① ST600 公認タイヤの使用禁止。

- ② タイヤは交通法規に適合する一般市販タイヤでEマーク、DOTマーク又は JIS の認定マークの表示が無ければならない。
- ③ 摩耗限度を超えたタイヤは使用できない。
(残溝はインジケーターによる。)
- ④ ウエット宣言中レーシングレインタイヤの使用は認められる。
- ⑤ タイヤへの追加加工(ハンドカット等)は禁止される。

第11条 タイヤウォーマー

タイヤウォーマーの使用は許可される。

第12条 使用ガソリン

- ① 燃料は MFJ 国内競技規則ロードレース競技規則に基づき**オートポリス給油所で販売されているガソリンを使用しなければならない。**
- ② 初回購入した燃料のガソリン購入レシートの提示は、公式車検終了までとする。やむをえず、公式車検終了までに提示できない場合は、車検長の許可を得た場合のみ、計時予選開始までに提示するものとする。
- ③ 燃料をピット内に貯蔵する場合はスクリュキャップのついた金属性携行缶を用い 20 リットル以下とする。

第13条 タイムキーピング

各登録ライダー個別に発信器が配布される。各チームのライダーそれぞれに割り当てられた発信器の装着を義務付ける。これに従わなければ罰則が科せられる。発信器は、交代時に当該ライダーの発信器に付け替えを行う事。(複数同時の装着は認めない。必ず、割り当てられた各1個の発信器を装着。)尚、発信器の装着間違いにより計測されたタイムは抹消される。

第14条 車検

- 燃料補給器具は必ず車検合格ステッカーを必要とし、これ以外の器具の使用は認められない。又、下記の装備品を車検時受検すること。
- ① ライダー装備品 : ヘルメット、ツナギ、グローブ、ブーツ、ヘルメットリムカバー、脊椎プロテクション、チェストガード。
 - ② 燃料補給装置
※消防法に適合した金属性携行缶または落差式タンク
 - ③ 消火器……薬剤質量 3kg以上とする。
※消火器メーカーが定めている使用期間内であること。
※同一チーム内での兼用は認められる。但し、同時ピットインの際は、それぞれ各1個の消火器が必要。
 - ④ スペア燃料タンクを使用する場合、別途申請し車検を受ける事。

第15条 予選

- ① 各ライダーの計時予選義務周回数 は定めませんが、**登録された第1・第2ライダーが出走し計測されなければならない。**
※第 3 ライダーは、指定された走行枠内で走行するものとするが、出走は義務付けない。また、そのラップタイムは予選タイムに採択されない。
- ② 参加台数が多数の場合は予選の組分けを行う。組分けは公式通知にて公示される。
- ③ 予選通過基準タイムは各クラスのトップタイムの 130%とする。
なお、**第 1・第 2 ライダー共、予選基準タイムをクリアしていること。**第 3 ライダーについては、**タイム計測の義務が無いが、予選基準タイムをクリアしていることが望ましい。**

- ④ 予選中の燃料補給方法は第 19 条に従って行う事。
- ⑤ 決勝出場者選抜方法
 - a) 第 1 又は第 2 ライダーのベストタイムにより予選順位を決定。
 - b) 同タイムの場合は、セカンドラップタイムによる。
- ⑥ ウェイティング資格を有するチームは各クラスの予選上位 3 チームとし、申請は暫定結果発表後 30 分までとする。

第16条 スタートグリッド

決勝グリッド数: 60 台
※60 台を超えた場合、クラス案分比の予選通過台数とする。

第17条 スタート方法

- ① 信号灯によるル・マン式スタートとする。尚、天候等の条件によりスタート方法を変更する場合がある。
- ② スタートグリッド上での押し掛けによるエンジン始動は認めない。
- ③ スタートライダーは登録した第 1 ライダーとするが、第 2 ライダーへ変更する場合は、決勝レース開始 1 時間前までに書面にて大会事務局へ申請するものとする。

第18条 ライダー交代

- ① 各ライダーの連続走行周回数は **19 周回**までとする。
- ② ライダー交代については、交代の 1Lap 前までにピット監視員に交代の申告をする事。また、緊急ピットイン時ライダー交代を行った場合は、交代後「ライダー交代」をピット監視委員へ事後申告の事。
- ③ ライダー交代の際は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- ④ 登録されたライダーは、必ず 1 回以上走行しなければならない。
- ⑤ 走行した後は **引き続き 30 分以上の休息**をとらなければならない。
- ⑥ ライダーは腕章で識別する。ライダーは決められた色の腕章を左腕に装着の事。
 - 第 1 ライダー・・・無し
 - 第 2 ライダー・・・青色
 - 第 3 ライダー・・・赤色
 ※紛失の場合「300 円/1 枚」が請求される。
- ⑦ ライダー交代は各チームに割り当てられた発信器の交換をもって交代とする。発信器の交換が無かった場合連続走行と見なしませす。
- ⑧ ピットイン時のライダー交代義務は無い。交代がない場合、連続走行周回数は継続。
- ⑨ 転倒などによってメディカル搬送されたライダーは、ドクターよりライダー再出走許可証が必要になる。
- ⑩ 転倒などによって車両の破損等が有る場合、車検委員による再チェックを受け、当該車両に対し再出走許可が認められた場合のみ再出走を認める。再出走許可が無い場合再出走は出来ない。

第19条 燃料補給

- ① 燃料補給作業時マシンに燃料補給を行うピットクルー及び、作業を行うピットクルーは、長袖、長ズボン、グローブ、シューズを着用し補給作業を行うこと。服装は、綿製(耐火服が望ましい。)など燃えにくいものを推奨する。
- ② 燃料補給は如何なることがあっても自ピット作業エリアのみとする。
- ③ レース中における燃料補給とは燃料キャップを開けた状態を指す。
- ④ 燃料補給は、如何なる場合もエンジンを停止し、**車両がスタンドに**

よって完全に自立した状況下で行わなければならない。

- ⑤ 燃料補給中はそれ以外の全ての作業は禁止される。(車両に触れない事。スクリーン清掃・ホイールマーク合わせ・エアチェック等など。)ライダーが乗車状態で**燃料補給、並びに燃料補給中のマシンへの乗車も不可とする。**
- ⑥ 公式車検にて燃料補給器具一式として合格した補給器具を使用すること。
- ⑦ やぐら、ホースを使用しての給油は禁止される。
- ⑧ 給油装置の給油パイプエンド口径は 25φまでとする。
- ⑨ フューエルフィルターキャップの改造を伴う、いわゆる「クイックチャージ」は禁止される。
- ⑩ 燃料タンク形状及び給油口の改造は禁止されるが、フューエルコックの改造は認められる。
- ⑪ 燃料は、マシンに固定されたひとつのタンクに入れられるものとする。シートタンク、補助タンクは禁止される。また、給油のために簡単に脱着出来る取替えタンクを使用することは禁止される。
- ⑫ 燃料補給中ピット要員 1 名は必ず車検に合格した使用可能な消火器を構え万一の発火に備えること。
- ⑬ あふれた燃料やこぼれた燃料は、直ちに拭取るなどの安全処置を行わなければならない。
- ⑭ 主催者がピット等に準備してある消火器を全く別な場所に許可無く移動したり、オフィシャルがチェックした消火器の印をレース終了前に隠匿したり、燃料補給前に燃料キャップを開けながら走行する等、上記内容以外に競技役員が悪質な行為や、危険行為と判断した場合は、大会審査委員会によるペナルティーが科せられる。

第20条 ピット作業、レース中の車両修理、車両回収

- ① ピット作業エリアでの作業につくことが許される作業要員は、参加登録されたMFJピットクルーライセンス所持者と当該ライダーを含め5名までである。また、作業を行う場合は、長袖・長ズボンを着用し、サンダル履きは禁止とする。
- ② 公式予選からレース終了までに転倒した車両は、全て車検委員によって管理される。この時、破損状態が走行に著しく危険であると判断された場合、修復完了し車検委員より車両再出走許可が発行されるまで、再出走は出来ない。
- ③ ピット作業エリアにおける全ての作業中は、エンジンを停止させなければならない。尚、エンジン調整等の稼働は競技役員^の許可を必要とする。
- ④ フレーム本体、クランクケース本体、ギャボックスのキャスト部部分以外の故障部品は交換する事が出来る。
- ⑤ 決勝レース中、転倒等により燃料タンクを破損した場合は、スペア燃料タンクへの交換が出来る。但し、スペア燃料タンクは車検時にスペア燃料タンクとして合格していなければならない。なお、燃料タンクを交換した車両は再車検時、破損した燃料タンクの確認と、交換した車両の再車検を受けなければならない。
- ⑩ ピット以外の地点で停止した車両の修理は、他の走行車両に支障のない安全な場所で行わなければならない。但し、競技役員が危険と判断した場合は、速やかに移動しなければならない。また、当該競技車両以外のライダーがそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。また、当該車両に積み込んである部品、工具により修理、調整、部品交換を実施しなければならない。
- ⑫ 競技車両はいかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。但し、保安の目的で競技役員が車両の移動等

の処置をする場合、自己のピットを通り越した場合、ピットクルー要員が押し戻す場合、又は、定期的に外周路を周回するレッカー車両での車両回収はこの限りではない。

- ⑬ 転倒、トラブル車両救済の方法、及び救済に要する時間、方法等の抗議は一切受け付けない。

第21条 ピットサイン台

- ① ヘルパー登録の入場は許されない。
- ② 無線機の使用は許されない。

第22条 レースの一時非競技化

事故発生時に、競技監督の決定によりセーフティーカー(以下 SC)が介入してレースを一時非競技化する。

- ① 競技監督が SC 介入を決定したら、ピットエンドよりルーフのオレンジライトを点灯した SC がコースイン、同時に全ポストより **SC ボードと黄旗振動表示**が出される。
- ② 全ての競技車両は SC を先頭に一列に整列しなければならない。この時追い越しは禁止とされる。ライダー間の距離は 10m 以内とし、むやみに車間距離をとらない。また、万が一トラブル等で隊列に付いて行けなくなった場合は、後方車両に合図を送り、後続車両へ進路を譲る事。この場合のトラブル車両の追い越しは可とする。
- ③ SC は、ライダーが SC の直後に付き、残りの車両がその後に整列し、事故処理が終了するまで走行を続ける。
- ④ SC は再スタートにそなえ、先頭車両を SC 直後に付ける為、車両に備えてあるグリーンライトを使って SC の前に入るよう合図する。SC 直後のライダーはグリーンライトが点灯した場合、1 台ずつ SC を追い越し、列の後方に再度整列をする。前に出たライダーは、前走車両を追い越すことなく走行を続け、速やかにペースカー後方の列に合流する。この場合以外 SC の追い越しは禁止される。
- ⑤ SC 介入時ピットインする事は許可される。SC 介入時ピットアウトする場合は、ピットエンドシグナルがグリーン点灯している間のみコースイン出来る。レッドシグナルの場合ピット出口は閉鎖となる。レッドシグナルにてコースイン出来なかったライダーは、次のグリーンシグナル点灯までピットエンドにて待たなければならない。コースイン後、前方車両を追い越すことなく、SC 後方車列に付く事。
- ⑥ 競技監督が次のコントロールライン(ゴールライン)からレースの再開を決定したら、SC は 14 番ポスト(第 2 ヘアピン)通過後、ルーフのオレンジライトを消灯し、ピットロードに入る。
- ⑦ SC がピットロードに入り、ライダーがコントロールラインに近づいた時点で、F.C.C.タワーよりグリーンフラッグが振動表示され、NGK タワーよりグリーンシグナルが点灯される。同時に、黄旗、SC ボードも一斉に解除される。なお、各自が**コントロールラインを通過した時点でレース状態に戻る。**コントロールライン(ピットロードも含む)を通過するまでは、追い越しは厳禁とされ、コントロールライン手前にて追い越しがあった場合、ペナルティーの対象となる。
- ⑧ **SC 先導時の周回数はカウントされる。**

第23条 レースの一時中断

- ① やむを得ない事情により、レース続行が危険と判断された場合、競技監督は走行中の全競技車両を直ちに停止させる事が出来る。
- ② 全車停止の命令は、全ての監視ポストで赤旗が提示される。状況によりレッドシグナルの併用によって合図される場合がある。
- ③ 競技中断の合図と同時に、走行中のライダーは、直ちに停止可能な

速度で最大限の注意を持って進み、自己のピット作業エリアに停止しなければならない。その際、一切の作業は禁止される。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーはピットインしていたものとみなす。

中断された競技の再開の手順

- ① 再スタート方法は SC 先導によるスタートとする。
- ② 競技監督は競技再開時間を決定しピット放送並びにタイミングモニターにて案内する。車両保管していた車両は、決定された競技再開時間の 15 分前より、グリッド(ピットエンドに整列)への移動が手押しによって開始される。自己のピット前にて作業を行っていた車両は、グリッドへ(ピットエンド整列)の移動は許されない。
- ③ スタート5分前までにグリッドへの移動を完了していなければならず、それ以降は、自己のピット前にて作業を行っていた車両と共にピットスタートとなる。
- ④ スタート 5 分前の時点で、SC の後方にて 5 分前ボードが提示され、SC はオレンジのルーフライトを点灯する。これ以降、スタート進行がなされ、NGK タワーにて黄旗が振動表示された後、隊列は SC の先導により走行を開始する。
- ⑤ 再スタートは、F.C.C.タワーよりグリーンフラッグが振動表示され、NGK タワーよりグリーンシグナルが点灯される。各自がコントロールラインを通過した時点で再スタートとなり、競技再開となる。コントロールラインを通過するまでは、追い越しは禁止とされる。
- ⑥ ピットスタートの車両は、再スタート後、ピットエンドシグナルのグリーン点灯によりレースに復帰することが出来る。

第24条 レース終了と順位の決定

レースの終了

- ① 決勝レースはスタート後 4 時間が経過した時点、あるいは終了時刻の時点で、先頭車両に対しチェッカーフラッグが振られる。
- ② もしトップのライダーが 5 分以内にフィニッシュラインを通過しない場合、暫定 2 位(順じ繰り下げられる)のライダーに対してチェッカーフラッグが提示される。
- ③ チェッカーフラッグは 5 分間表示される。

順位及び完走者

- ① レース終了時の周回数が多い者から決定される。
- ② 同一周回数の場合、コントロールライン通過順とする。
- ③ チェッカーフラッグを受けられなかったものの、優勝チームが走行した周回数の 65%以上を走行したチームは、完走として認定される。
- ④ 天候等などの理由により赤旗にて終了の際、先頭車両がレース時間の 65%以上終了の場合成立とする。この場合の順位は、先頭の車両が終了した最終周回での順位とする。
※ピットレーン上のコントロールラインは、コース上のライン延長線とす。

第25条 抗議

2017MFJ 国内競技規則書「付則 4 ロードレース規則 30 抗議」が適用される。

第26条 罰則

2017MFJ 国内競技規則書「付則 4 ロードレース規則 31 違反に対する罰則」を適用し、その他の罰則については競技監督並びに審査委員会の裁量による。

第27条 レースの延期および中止

本競技会は 2017MFJ国内競技規則書「付則 4 ロードレース規則 29 レースおよび大会の延期・中止等」に準拠する。

第28条 決勝レース終了後の車両保管

- ① 完走した全車両は車両保管所へ誘導される。
- ② 暫定表彰後、各クラス暫定 6 位までの車両は、正式結果発表まで車両保管される。

第29条 賞典

各クラスの入賞者に対し、トロフィーと副賞が贈られる。
(各クラスの参加台数により入賞順位を定めるものとする。)

第30条 参加者の遵守事項(ピットクルー、ヘルパー含む)

- ① 国際モーターサイクリズム連盟(FIM)、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)2017国内競技規則、2017オートポリス共通規定、オートポリス Under250 オープン4時間耐久大会特別規則、競技運営上競技役員の指示に従うこと。
- ② 常にスポーツマンとして態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
- ③ 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また酒気を帯びてはならない。
- ④ 許可された区域外での喫煙は厳重に禁止され、違反者に対してはペナルティーが科せられる場合がある。
- ⑤ 競技役員に対して、暴言、指摘修理箇所の時間指定までの修復などに応じない者については走行を認めない場合がある。

第31条 主催者の権限

- ① 参加申込に際して、その理由を示す事無く、参加者、ライダー、ピットクルー、ヘルパーを選択あるいは拒否する事が出来る。
- ② 大会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせることができる。
- ③ 全ての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権及び参加車両のレース結果、音声、写真、映像などに対し、報道、放映、出版に関する権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者がもつこともできる。
- ④ ライダーに対して大会医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。

第32条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則、エンタラントに対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって公示される。

第33条 本規則の施行

本規則は 2017 年 1 月 1 日より施行する。